

米子市商店街空き店舗活用支援事業補助金

本補助金を活用される方は、計画されている段階で事前に米子市商工課へご相談ください。
すでに事業着手されたものや、相談なく申請された案件は補助の対象になりません。

商店街の空き店舗を、飲食店やコミュニティスペースなどの滞在型施設として活用するため、空き店舗の所有者や、空き店舗に入居する事業者に対して、トイレや手洗いなどの給排水設備を新たに整備する費用の一部を補助します。

補助対象エリア



<補助対象経費>

- 1 給排水設備本体及び当該給排水設備本体の設置に伴い必要となる部材等に係る経費
- 2 給排水設備及び当該給排水設備を設置することに伴う個室、壁等の設置に係る経費

<補助金額>

補助対象経費(税抜)の2/3(上限50万円まで。)

令和7年度 活用事例 レンタルオフィス・コワーキングスペース併設オープンキッチン
(土間コンクリート解体埋戻し、給排水管接続、流し台取付)

施行前



施行後



お問い合わせ先

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階

米子市役所 経済部商工課 商工振興担当 電話:0859-23-5217 Eメール: shoko@city.yonago.lg.jp